

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第22回）
議事要旨

○日時

令和5年7月4日（火） 10時00分～11時15分

○場所

オンライン開催

○出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員、芋生憲司委員、河野康子委員、道田悦代委員

○欠席委員

橋本征二委員

○オブザーバー

末永 真二 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 課長補佐

日比野 佑亮 農林水産省林野庁林政部木材利用課 課長補佐

北井上 礼樹 環境省地球環境局地球温暖化対策課 課長補佐

○事務局

潮 高史 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐

森川 裕介 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐

○議題

- ① 今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方について
- ② バイオマス燃料のライフサイクルGHGについて
- ③ バイオマス持続可能性ワーキンググループ 第三次中間整理（案）

○議事要旨

- ① 今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方について

委員

- ・ 論点については、これまでの継続事項ということで大きく違和感はない。化石燃料

価格に起因する電気料金の高騰や、GX 実行計画の策定と関連法案の決定などあって、再エネの最大活用に対して国民からの期待はさらに大きくなっている。他方で、バイオマス由来の燃料が非化石というだけで無条件に利活用ができる状況ではない。本ワーキングでは事務局や関係者の皆様のご尽力で、一般消費者にとっても納得できる整理が進められていると受け止めている。

- その上で2点ある。1点目は、バイオマス燃料の合法性や持続可能性の確保の手段やライフサイクル GHG の数値などについて、事業者から公表される数値が正しいのか。旧一般送配電事業者の顧客情報の不正閲覧事案や大手電力によるカルテル事案など、行政処分を受ける事案が多く発生している。法令順守に対する監視の仕組みや違反への対応などをはっきりさせてほしい。
- 2点目は、本ワーキングではライフサイクル GHG の観点から輸入、国産の木質バイオマスについての整理を進めているが、パーム油のような持続可能性の観点から考えると、認証、情報公開、トレーサビリティの確認が不十分ではないか。改めて、これまでの合法性の要件に加えて、持続可能性の視点から木質バイオマスについて整理していただいて、そもそも自然由来の資源に限りがあるという大前提で今後のルール策定に臨んでいただきたい。持続可能性に配慮した安定供給を考えることが消費者としては大事である。

委員

- 進め方について異論はない。1点目は、資料1のp.4で、いったん導入されたが燃料の価格高騰により稼働していないものがあるという把握している。パームステアリンはFIT制度が始まった2012年から2020年くらいまでは1キログラム80円から90円くらいで推移していたが、2021年は120円になり、ウクライナ戦争が始まった2022年には180円まで高騰した。現状では再稼働のめどは立っていないと思う。その辺りの状況変化を常に把握しておき、その上で最終目標に向かっていくことが必要ではないか。輸入木質バイオマスについても、一部天然林が扱われているのではないかと懸念も示されているので、見ていく必要があるのではないかと。
- 2点目は、資料1のp.8で廃棄物等のGHG確認については今後検討ということだが、メタン発酵バイオガスは発電だけでなく肥料生産の目的もある。メタン発酵の工程で排出されるGHGの把握に加えて、その結果を何のプロセスと比較するのが非常に重要になってくるので、慎重に考えていく必要がある。

委員

- 進め方の大枠についてはこれでよいと思う。資料1のp.8の情報公開や、どのようにデータを集約するかということにも色々な意見を出していきたい。
- 廃棄物等区分のライフサイクル GHG には廃油なども含まれると考えて良いか。また持続可能性やライフサイクル GHG というように様々な認証が必要になってきてい

るが、色々な組み合わせが出てきたり、新しく追加されたものに変更する場合も出てくると思う。そういうものもきちんと情報開示、報告の対象に含めていただけると良い。

委員

- ワーキンググループは 2019 年から始まったので 4 年経っている。燃料価格が大きく変動していると理解しており、特に石炭よりバイオマスが安いという瞬間も昨年度の統計を見るとあった。FIT に頼らずともバイオマスに切り替える動きが出ていると理解している。他のスキームのプロトタイプとして FIT の枠組みの中での持続可能性の確認は意味を持ってくるのではないか。一方で、足元ではバイオマス燃料も高騰している。運転を停止する所もある一方で、市場にしっかり電気を売っていくというポジティブな動きも出てきている。
- 輸入との見合いの中で、国産材の調達を増やす動きも出ていていると理解している。今回特に木質に関してしっかりとした議論ができると期待している。国産材の持続性をどう担保していくのか、しっかり理解を深めていく段階に来ているのではないか。林野庁の森林・林業基本計画で計画されている量とほぼ同等の水準まで来ているが、その中で未稼働案件もあると聞いているので、需給バランスを念頭に持続性の議論をしていかないといけないと思う。
- その上で 2 点ある。1 つ目は、今年度は SBP、GGL などが持続可能性一般の確認に使えるのかという議論をすると理解しており、委員の発言とも関連するが、合法性ガイドラインは違法伐採対策として 2006 年に作られたもので、若干古いことが否めない。バイオマスの議論と関わって重要な天然林などに対応できているのか、本質的な確認も行わないと片手落ちになると思っている。
- これまで主産物や副産物という言葉も使ってきたが、これに廃棄物が加わることで統一的な整理が進むことも期待できると思っている。木質については林地残材、その他伐採、製材残渣の区分の定義をしっかりとすることで、カスケードの先に建築廃材が来ると理解している。カスケードの中でどのようなところで遡ってバイオマスの持続性ないしは GHG を確認するのか、改めて整理できると見通しが良くなってくる。
- 最後に、PKS 等の認証のフォローアップをするというタスクがあったかと思う。認証取得の状況はまとまった形で情報提供いただきたい。その上で、2024 年 3 月 31 日を認証の期限と書かれている。誰がどのように認証を行うのかという話を早めにしておく必要がある。認証の取得が間に合わない場合、間に合ったものだけ燃やすことが許されて、それ以外のものを燃やしていないことを確認するのか、色々なパターンがあり得る。化石燃料との差もほぼなくなってきている状況なので、ここを調整することで乗り切れるスタイルも理論的にはあり得なくはない。他方で電力の安定供給の問題もあるので、早めに議論しておく必要がある。

事務局

- 基本的には異論がない中で、様々なコメントをいただいたことを受け止めたい。
- 委員からご質問いただいた廃油について、FITにおいてもその他廃棄物の扱いで廃油も対象にしている。ライフサイクル GHG の確認方法を今後検討していきたい。
- 委員からいただいた違反への対応について、FIT 認定システムの在り方検討会の中で、FIT 制度全体を通じた再エネ投資のあり方を検討している。ルールに違反がある場合はしっかり対応していきたい。また、持続可能性への配慮については今後の検討課題にしたい。
- 委員からいただいたエネルギーミックスの議論について、バイオマスは他の電源と比べて FIT の認定ベースでいうと導入目標を超えている状況だが、今後剥落していく可能性もある。未稼働案件も燃料費高騰の中で事業が進まない状況と聞いている。バイオマスは少し先だが失効制度もある。案件が変わってくる中で導入目標を達成するように、質を担保した上での導入拡大を進めていきたい。
- 委員からいただいた廃棄物について、メタン発酵や建築資材など様々な論点がある。
- 委員からいただいた木材の論点について、林地残材、その他伐採、製材残渣の区分をしながら、その上で、建築資材の考え方もあると思う。木質バイオマスのライフサイクル GHG の区分は、EU でもまだ正式に決まっていないと認識しているが、動向を注視しながら確認方法の検討を進めていきたい。
- 委員からいただいた情報公開について、情報を出して終わりではなく、出している情報が真に正しいのかどうか、しっかり確認を取りながら、持続可能性基準、ライフサイクル GHG 基準との整合性も踏まえて精査していきたい。
- 委員からいただいた PKS の経過措置について、パーム油の方が 1 年早く経過措置を迎えている。報告徴収による実態の確認も参考にしながら、フォローアップをした上で今年度末の期限を迎えて確認できる体制を検討していきたい。

林野庁

- 木質バイオマスの持続可能性の観点は、これまでもワーキンググループで意見をいただいていたので頑張っていきたい。木質バイオマスについてはもともと証明が必要で、合法性・持続可能性、GHG 基準の確認が求められている。さらに国産材も輸入材も両方使われていることで、考えなければならないことが多くて複雑な状況になっている。
- 加えて、先般の国会でクリーンウッド法が改正された。施行自体は令和 7 年春頃を予定しているが、国内市場の最初の段階である川上あるいは水際の事業者に向けて合法性確認が義務化される。木質バイオマスに関係してくる話なので、クリーンウッド法のあり方を含めて課題を整理していかないといけない。

座長

- 今年度検討を進めていく論点は筋ご了承いただいた。委員からは昨今のバイオマ

スの状況変化を踏まえて、持続可能性の制度化のご発言があった。企業の皆様もサプライバリューチェーンの持続性の配慮は重要な課題になっている。買取制度のもとでの持続可能性の議論が企業のニーズや課題に対応するものになってほしいと思う。

- 提供されるデータの検証、信頼性の確保、木質バイオマス、廃棄物や国産材も含めてというご指摘があった。いずれも議論していただければと思う。事務局も本日のご意見を踏まえて準備をお願いしたい。

② バイオマス燃料のライフサイクル GHG について

委員

- 修正方針に対しては賛成である。座長からもお話があったが、グローバルバリューチェーンがある中で、海外と日本の制度の親和性を高めていくことで、同じ持続可能性や GHG 基準を達成するにしても事業者にとってより少ないコストまたは手間で達成できることが重要である。小規模事業者も含めて実施しやすい制度にしていくことが必要である。

委員

- 資料 3 の p.5 に設備毎にと書いてあるが、これはバイオマス発電設備という意味か。もう 1 つは、既定値の一覧がエネ庁の「なっとく！再生可能エネルギー」のページに掲載されているが、2 つの修正案が承認された場合は、こちらを差し替えるという理解でよろしいか。
- その上で LCA に関しても研究が進んでより詳細な数字、違う数字も出てくる場合もある。特に国産材に関しては根拠とした数字が少なかったり、EU の数字を使ったりして行ってきた。見直しのスケジュールも念頭に置いておいた方が良い気がするが、この時点でお考えはあるか。

事務局

- 委員からいただいたグローバルバリューチェーンが進む中での海外との整合の話は、EU や英国の動向には引き続き注視していきたい。
- 委員からいただいたご質問については、設備毎と書いていたが工程毎に訂正したい。修正後は、ホームページに掲載している既定値も差し替えたいと考えている。今後の見直しのスケジュールは、委員の質問とも関連するが、議題①であった既定値などの議論を踏まえつつ、諸外国の動向に合わせて検討していきたい。まずは他の電源の整理をしっかり行い、ライフサイクル GHG については今後 3 年間の猶予期間の間に整理できるように進めていきたい。

座長

- 設備毎を工程毎に修正ということか。

事務局

- そのとおり。

委員

- 必要に応じた見直しに基本的には賛同する。ただ今後既定値を用いられる事業者に加えて、独自計算で公表される方もいると思う。今後参考にし得るようなデータも含まれていると思うが、そこと既定値の乖離があまりにも大きいということであれば、見直しを検討する一つのきっかけになると思う。

座長

- 事務局からの既定値の修正案2点について、ご了承いただいたということで事務局に作業をお願いする。

③ バイオマス持続可能性ワーキンググループ 第三次中間整理（案）

座長

- パブコメを踏まえて、先生方におまとめいただいたものを中間整理として公表する。

（その他）

委員

- 今年度からFIT制度の中で新規燃料が12種類認められた。持続可能性を確認した上で、燃料の需給状況を緩和するような新しい経路が作られたと理解している。これまで木質ペレットやPKSは、貿易統計ベースでどれくらい使われたのか第三者的にも検証することができた。どのようなHSコードが新規燃料に振り分けられるのかは、基本的には各税関での対応だと聞いており、追えなくなる可能性があるのではないかと思っている。FIT制度の中では報告徴収などのルートも使って量的な確認ができるようにご検討いただけないか。

事務局

- 新規燃料を追加した中で状況をしっかりフォローアップしていきたい。バイオマスについてもFIPの入札なども予定しているので、どのような実態があるのか、申請の中でしっかり見ていきたい。

委員

- 計画ベースではなく使用の実態が分からなくなると、属性で基準に則っているものが使われているということでは安心かもしれないが、特定のものが大量に使われているという状況すら見られなくなってしまう。量が把握できる仕組みをご検討いただけないかという趣旨だった。

事務局

- 実態については必要に応じて確認や報告徴収をさせていただいて確認をしているので、まずは認定ベースでどれくらい新規燃料が上がってくるのか、経過の観察をしっかりと行っていきたい。

委員

- 新規燃料への切り替えも理論的にはあり得ると思うが、いかがか。

事務局

- 切り替えの際には報告いただくことになっている。その辺りを通じてフォローをしっかりとしていきたい。

座長

- 委員からご指摘があった点は、買取制度のもとでどのように実態を把握していくかという点と、買取制度によらない形での調達もあると思っている。他の電源でも議論になるが、バイオマス燃料に対しては貿易統計等での把握も含めて制度全体を考えないといけないというご提起をいただいていると理解した。
- 今後のワーキングでの検討課題、あるいは再生可能エネルギー政策全般に関わるご示唆をいただいた。事務局においては本日の議論を活かして次回以降の準備をしていただきたい。

事務局

- 本日は今後の議論の材料となる論点をいただいた。事務局でも検討していきたい。次回のWGについては日程が決まり次第、経済産業省のホームページにて公表する。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365